

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年七月十六日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則九―五五―一四八

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第一条、第二条関係） 一 一年を通じて特地勤務手当が支給される官署	別表（第一条、第二条関係） 一 一年を通じて特地勤務手当が支給される官署

			沖繩県	(略)	都道 府県
(略)	(略)	〇八の一一	宮古島市平良字下里一	(略)	所在地
(略)	(略)	古島出張所	福岡出入国在留管理局	(略)	官署
(略)			三級地	(略)	級別 区分

備考1 この表の所在地欄に掲げる所在地の表

示は、平成二十九年四月一日（沖繩地区

			沖繩県	(略)	都道 府県
(略)	(略)	の二一	宮古島市平良字西里七	(略)	所在地
(略)	(略)	古島出張所	福岡出入国在留管理局	(略)	官署
(略)			三級地	(略)	級別 区分

備考1 この表の所在地欄に掲げる所在地の表

示は、平成二十九年四月一日（沖繩地区

---

税関石垣税関支署石垣空港出張所に係るものにあつては平成三十年七月一日、沖縄森林管理署安波森林事務所に係るものにあつては同年十月一日、那覇検疫所平良出張所に係るものにあつては平成三十年四月一日、門司税関厳原税関支署比田勝出張所及び長崎税関鹿児島税関支署名瀬監視署に係るものにあつては令和二年四月一日、動物検疫所沖縄支所検疫課石垣分室及び動物検疫所沖縄支所検疫課平良分室に係るものにあつては同年十月一日、室蘭開発建設部鷓川沙流川河川事務所、室蘭開発建設部鷓川沙流川河川事

---

税関石垣税関支署石垣空港出張所に係るものにあつては平成三十年七月一日、沖縄森林管理署安波森林事務所に係るものにあつては同年十月一日、那覇検疫所平良出張所に係るものにあつては平成三十年四月一日、門司税関厳原税関支署比田勝出張所及び長崎税関鹿児島税関支署名瀬監視署に係るものにあつては令和二年四月一日、動物検疫所沖縄支所検疫課石垣分室及び動物検疫所沖縄支所検疫課平良分室に係るものにあつては同年十月一日、室蘭開発建設部鷓川沙流川河川事務所、室蘭開発建設部鷓川沙流川河川事

---

務所平取ダム管理支所及び母島自然保護  
官事務所に係るものにあつては令和四年  
四月一日、九州地方整備局西之表港湾事  
務所に係るものにあつては同年七月一  
日、木曾森林管理署南木曾支署須原森林  
事務所に係るものにあつては同年十月一  
日、福岡出入国在留管理局那覇支局宮古  
島出張所に係るものにあつては令和六年  
一月十五日）における区域を示し、その  
後における当該区域に係る表示の変更に  
よつて影響されるものではない。

2  
(略)

二  
(略)

務所平取ダム管理支所及び母島自然保護  
官事務所に係るものにあつては令和四年  
四月一日、九州地方整備局西之表港湾事  
務所に係るものにあつては同年七月一  
日、木曾森林管理署南木曾支署須原森林  
事務所に係るものにあつては同年十月一  
日）における区域を示し、その後におけ  
る当該区域に係る表示の変更によつて影  
響されるものではない。

2  
(略)

二  
(略)

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―五五の規定は、令和六年一月十五日から適用する。